

令和7年度
「長崎県洋上作業員向け訓練受講支援補助金」
募集要項

○応募受付期間 令和7年4月11日（金）
 ～ 令和8年2月20日（金）17時まで
 ＜持参の場合は9：00～17：00 土日祝日を除く＞

○応募書類の提出先 長崎県産業労働部 新エネルギー推進室
 〒850-8570 長崎市尾上町3-1
 TEL 095(895)2695

○応募書類の提出方法 電子メール、郵送又は持参

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、
ご利用ください。（長崎県産業労働部新エネルギー推進室ホームページ）

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/kogyo-kagakugijutsu/kaiyouenergy/>

長崎県産業労働部 新エネルギー推進室

1. 事業の目的

洋上風力発電等の海洋エネルギー関連産業の商用化を見据えた専門人材の育成に関する取組を支援することにより、海洋エネルギー関連産業への県内企業の進出を促進します。

2. 申請対象者

本県内に本社又は事業拠点を有する者。

3. 補助対象事業及び対象経費

令和8年の2月末日までに完了する事業であって、再生可能エネルギー関連産業に係る海洋産業人材の育成を図るための社員等（※1）の資格等の取得（※2）または研修、訓練等の受講を支援します。その内容は、下表のとおりです。

対象事業	対象経費	補助率	補助限度額	要件等
(1) 洋上風力発電事業の事業開発、洋上風力発電設備等の建設工事またはメンテナンスに必要な資格等の取得または研修、訓練等の受講 (2) 船舶を使用した実地の研修等の受講 (3) 海洋労働のための安全訓練または講習等の受講 (4) メーカーまたは認証団体等によるメンテナンスに係る認定の取得、訓練等の受講	①研修の受講料、教材費、受験料及び資格登録料に要する経費 ②事業実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の購入に要する経費	2分の1以内	75万円 (1名あたり15万円)	○本県内に本社又は事業拠点を有する者に限る。 ○本補助金と重複して、国、県、市町村等が実施する類似の補助金等の交付を受けていないこと。ただし、知事が必要と認めた場合は、この限りではない。 (※3)

(※1) 本県内の事業所等に勤務する従業員、経営者、内定者または転勤予定者をいう。

(※2) 海洋エネルギー関連産業に関する資格又は免許をいう。

(※3) 他の補助金等の交付を受ける場合には、事前に併用の可否について問合せること

○留意事項

以下の経費は、補助対象になりません。

- 補助事業と無関係の経費と混合して支払われ、補助対象分が明確に区別できない経費
- 申請企業（又は個人事業主）が支払いを行っていない経費
- 帳票類の整備に不備がある取引に係る経費
- 現金支払い、商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・ポイントでの支払い、他の取引との相殺による決済、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形・電子債権等での支払い
- 消費税及び地方消費税
- 振込手数料などの各種手数料
- 社会通念上、市場価格に比して著しく価格に差があるもの
- その他、県が本補助事業の趣旨に沿わないと判断する経費

4. 事業実施期間

交付決定日から令和8年2月27日(金)

5. 申請手続き等

(1) 認定申請書類提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業労働部 新エネルギー推進室（担当：辻本、山本）

電子メール：s05600@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 応募書類の提出方法

電子メール、郵送又は持参

※電子メールの際は、(4) 提出書類はスキャンしたPDFデータ等で送信してください。メール送信後に県が確実に受信したかを、電話にてご確認ください。

※メールの件名は次のとおりとしてください。

【補助金申請書（会社名等）】長崎県洋上作業員向け訓練受講支援補助金

※申請書類には個人情報が多く含まれますので、郵送の際は簡易書留など、記録の残る方法での送付をおすすめします。（当室が応募書類を受け取る前に発生した書類の紛失や郵送の遅延等の事故及びその事故に起因して生じる損害等に対して、県はその一切の責任を負いません。）

(3) 受付期間

令和7年4月11日（金）から 令和8年2月20日（金）17時まで（必着）
＜持参の場合は9：00～17：00 土日祝日を除く＞

(4) 提出資料

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助金事業計画書（様式第2-1号）
- ③ 補助金収支計算書（様式第2-2号）
- ④ 事業費の算出根拠となる書類
- ⑤ 社員等の在職を確認できる書類の写し
- ⑥ 直近の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
- ⑦ 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ⑧ 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する納税証明書
- ⑨ 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第3号）

※以上のほか、必要に応じて追加資料等のお願いをすることがあります。

・ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

(5) 採択方法

申請内容を審査のうえ、要件を満たすものを採択し、交付決定します。

交付決定は、県から申請者あてに通知します。

6. その他

(1) 実績報告

事業完了から30日以内又は令和8年3月6日（金）のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。

また、事業成果等に関する県の調査に応じていただくことが交付決定の条件となりますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

※ 例えば、令和7年度末に完了した事業であれば、令和12年度末（令和13年3月31日）まで保存しなければなりません。

○経費の支払について

支払の事実確認のため、実績報告時に補助対象経費の支出が確認できる領収書等の証拠書類の写し及び、資格等を取得したことまたは研修、訓練等を受講したことを証明する書類の写しが必要となります。支払方法は、金融機関からの振込を原則とします。

【お問い合わせ先】

長崎県産業労働部 新エネルギー推進室（担当：辻本、山本）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095（895）2695

Email： s05600@pref.nagasaki.lg.jp